

渋川市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、その旨を公告するとともに、当該地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月25日

渋川市長 星 名 建 市

1 地域計画の変更案の縦覧期間

令和8年2月25日から令和8年3月10日まで

2 地域計画の変更案の縦覧場所

渋川市産業観光部農政課

渋川市公式ホームページ

3 意見書の提出

利害関係人は、当該地域計画の変更案について上記縦覧期間満了の日まで意見書を提出することができる。